

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会 財産管理規程

第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「本協会」という。）の定款第41条の規定に基づき、財産管理の方法に関する事項を定めたものである。

第2条（適用範囲）

本規程は、本協会が保有する資産のうち固定資産（以下「財産」という。）について適用する。

第3条（善管注意義務）

理事及び職員は、本協会の財産の管理について善良なる管理者の注意義務を払うとともに、法令及び本規程に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

第4条（管理責任者）

財産の管理責任者は、経理責任者とする。

第5条（財産の管理）

財産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況及び移動について記録するとともに、移動・毀損・滅失があった場合は、会計責任者に報告しなければならない。

第6条（理事会等への報告）

財産の管理責任者は、財産の管理状況について、年1回以上、理事会に報告しなければならない。

第7条（財産の購入）

財産の購入に際しては、1つあたり10万円を超えるものを購入する場合には、理事会の承認を経なければならない。

第8条（財産の取得価格）

財産の取得価額は次によるものとする。

- (1) 購入したものは、購入価格に付随費用を加算した額
- (2) 贈与によるものは、贈与時の適正な評価額

第9条（財産の処分等）

財産を処分又は担保に供する場合には、理事会の承認を経なければならない。

第10条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（附則）

本規程は、令和6年10月1日から施行する。